

人の世に熱あれ 人間に光りあれ!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権相談員便り[タタンド]

あなたの人権は保障されていますか? 一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

年金制度はどうなっている?どう変わる? 超高齢社会で誰もが安心して暮らせる年金制度へ

年金制度について考える!!



◆老齢基礎年金の繰上げ受給は得!?

私たちが相談業務で通っている「人権プラザ」 界隈は、廃業したところもあるでしょうが、皮革 関係の中小企業や個人事業主、あるいは老夫婦で 家内工業を営んでいるところが多くあります。

とりわけ、家内工業を営んでいる人たちは、国 民年金に加入していると思いますが、すでに年金 が支給されていても、それだけでは生活ができな い人が多くいます。今回は、少し年金について考 えたいと思います。

以前、「受給開始年齢に到達していない方」(年金請求待機者)から「繰上げ受給を考えているのだが、どうしたらいいか」と相談を受けました。

この年金請求待機者とは、年金を受け取るため の受給要件を満たしているものの、年金の受給開 始年齢に到達していない方のことをいいます。

たとえば、20 歳から 60 歳まで国民年金に加入した方は 60 歳で保険料を納め終わり、年金の支給は 65 歳から始まります。この 60 歳から 65

歳になるまでの期間を待機期間といいます。(厚生年金保険の加入期間が12か月以上ある方については、60歳から64歳まで「特別支給の老齢厚生年金」が受け取れます。)

○年金の受給要件

年金を受け取るためには、公的年金制度への加入が原則 25 年以上必要です。

○国民年金の任意加入について

国民年金では、60 歳前の加入すべき期間に保険料の免除や未納がある場合、満額の老齢基礎年金が受け取れません。60 歳から65 歳までの間、任意加入することができます。

○老齢基礎年金が繰上げ受給になると…

老齢基礎年金は、原則として 65 歳から受け取れますが、60 歳から 64 歳までの間でも請求を行えば繰上げて年金を受け取れます。しかし、次のような問題がつきまといます。

- (1)老齢基礎年金の額は、生涯にわたって減額されます。
- (2)繰上げ受給の手続きをした後は、<u>障害基礎年</u> 金や寡婦年金を受け取ることはできません。
- (3)国民年金の任意加入者であるときは、繰上げ受給はできません。

■障害基礎年金とは

①国民年金に加入している間に初診日があること(20歳前や60歳~65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日があることを含む)、②障害等級1級または2級に該当する障害の状態にあること、③保険料納付要件で、初診日において、初診日のある月の前々月までの公的年金加入期間の2/3以上の期間について保険料が納付または免除されていること、あるいは、65歳未満であり初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。いずれかの要件を満たしていることが必要。上記①、②、③が支給要件となる。年金額は、1級一772,800円×1.25+子の加算、2級一772,800円+子の加算。

■寡婦年金とは

国民年金の受給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上婚姻期間が継続しており、それまで夫より生計維持されていた妻に、60歳から65歳になるまでの間支給される。年金額は、夫が受給するはずであった第1号被保険者にかかる老齢基礎年金の3/4に相当する額。

◆国民年金で3割減、厚生年金で2割減

これは言ってみれば、早取り(繰上げ支給)は、 得ではないよといっているに等しい。

最近の「年金制度改革」論議のなかで、政府は 将来の年金額の見通しで、30年かけて国民年金 3割、厚生年金が2割、受取額が抑えられるとい う推計を明らかにしました。

たとえば、今年度 65 歳で年金を受け取るようになった人でみると、40 年間、夫がサラリーマンとして働いて、妻が専業主婦だった世帯の場合、現役世代の男性の平均手取り収入の63%にあたる年金が受け取れることになっています。夫婦合わせて、21万8000円/月です。その30年後では、手取り収入の51%に下がり、17万6000円(賃金物価を現状のままと仮定)となります。

国民年金ではどうかといえば、40年間きちんと納めた人の場合、一人当たり64000円/月で、30年後では、3割下がり、一人当たり45000円程度の年金になります(NHKの報道より)。

◆納付期間の延長と受取時期の先延ばし案

そこで、政府が議論のたたき台として、年金受取額を増やしていける案として提示したのが、①保険料を長く納めてもらう案。これは、現在国民年金保険料を20歳から60歳まで納めていますが、それを65歳まで延長するというものです。もう一つは②年金を受け取り始める時期を、個人の選択で今よりもっと遅くすることができるようにする案などです。このことを可能にするには、定年制の廃止、大幅な雇用延長など高齢者の働く環境整備が不可欠です。

実際問題として、現在でも、高齢者が働きたく ても働くところが限られている現状で、どのよう に働く場の確保をはかっていくのでしょうか。

個々の問題ではなくて、社会の仕組みとして希望する人たちが働ける場を作っていくこと抜きには解決しません。ますます広がる格差社会において、このようなニーズは高まるばかりです。国、地方自治体上げての取り組みが求められています。

どちらにしても、私たちに負担を強いるもので あることに変わりありません。

◆国民の安心な老後保障より「企業利益」優先

また、年金財源の安定のために、年金を納める対象を拡大することも検討されています。既に政府は2016年10月以降、「従業員501人以上の企業で週20時間以上働き、月収が8万800円以上ある人」も新たに加入することとしていますが、未加入労働者1500万人の1・7%、約25万人にとどまっています。

政府の審議会では、一層の適用拡大をめざして、 ①「週20時間以上働き、月収5万8000円以上」(約220万人)か、②「企業規模や労働時間を問わず、月収5万8000円以上」(約120万人)の人を加入対象とする案が例示されています。しかしながら、パート労働者を多く抱える企業をはじめ経済界から「企業の持続性と雇用を失わせる」という声が上がり、いっこうに前に進む議論にはなっていません。

もっとも、実際に保険料を支払うパートの主婦らの反発が予想されるといわれています。「月収5万8000円の人が厚生年金の対象となると、月5000円強の自己負担で基礎年金と収入に応じた年金を受け取れるようになる一方で、自営業者の妻は月約1万5000円を負担する国民年金しかなく、格差が広がる」と、新聞報道は指摘をしています。なんとも悩ましい限りです。

◆抜本的制度改革は……

抜本的な年金制度改革としては、かつて民主党 政権が打ち出していたものが参考になります。

「まず現在のバラバラな年金制度を改め、全ての 国民が同じ年金制度に加入する一元化を行います。 その際には、全ての人がその所得に応じて公平な 負担をし、そしてその負担に応じて等しく給付を 受ける「所得比例年金」と、高齢期等の最低限の 生活を確保するための「最低保障年金」を組み合 わせた制度とします。」「最低保障年金は税を財 源としますが、その財源として年金目的消費税を 創設し、年金制度を国民全体で広く、薄く負担す ることによって、安定的な年金財源を確保します。」

超高齢社会で、だれもが安心して暮らせる年金 制度が求められています。